

杉並区避難実施要領

平成31年3月

杉 並 区

目 次

第 1 章	総則	1
第 1	避難実施要領・パターンの作成の趣旨と位置づけ	1
第 2	国民保護措置の全体の仕組みと区の初動体制等	3
第 2 章	区国民保護計画が対象とする事態	6
第 1	本区が想定した事態例	6
第 2	本区における避難の方法のパターン	6
第 3 章	避難実施要領伝達までの流れ	11
第 1	情報活動の手順	11
第 2	情報の収集・分析	11
第 3	避難実施要領の作成・報告の事務手順	13
第 4	避難実施要領の伝達	15
第 4 章	避難実施要領の作成	16
第 1	避難実施要領に記載する項目及び様式	16
第 2	時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態	25
第 3	区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態	30
第 4	不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態	36
第 5	他自治体からの避難住民等の受入れ対応について	42
第 5 章	NBC 攻撃による災害への対処等	47
第 1	NBC 攻撃による災害への対処の共通措置	47
第 2	核攻撃等の場合の留意事項	49
第 3	生物剤による攻撃の場合の留意事項	51
第 4	化学剤による攻撃の場合の留意事項	54
第 6 章	避難誘導の流れと留意事項	58
第 1	避難誘導の流れ	58
第 2	避難誘導における役割	60
第 3	避難誘導における留意事項	62
別冊第 1	「区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態各ケースの特性」	
別冊第 2	「不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態各ケースの特性」	

第1章 総 則

第1 避難実施要領・パターンの作成の趣旨と位置づけ

1 避難実施要領

「杉並区国民保護計画」第3編 第5章 2 避難実施要領の策定において、「区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるようその作成に留意する。」とされている。

2 避難実施要領のパターン

「杉並区国民保護計画」第6編 第2章 2 避難実施要領のパターンの作成において、「区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、警察、消防、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、要介護高齢者・障害者・難病患者・乳幼児及び妊婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。」とされている。

国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により様々ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定のイメージやノウハウを培うことが可能である。区においては、「避難実施要領のパターン」の検討等を通じ、対応能力の向上を図る必要がある。

上記を踏まえ、関係機関と意見交換を行いつつ、避難実施要領のパターンを作成して、万が一、対象としている事態が発生した際に、避難実施要領のパターン等に基づき、都の避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定して、住民等を速やかに避難させることができるように備えるものである。

(参考)「国民の保護に関する基本指針」

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

4 避難住民の誘導 (1) 平素からの備え (P28~9)

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。(以下略)
- 市町村は、当該市町村の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。(以下略)

平常時

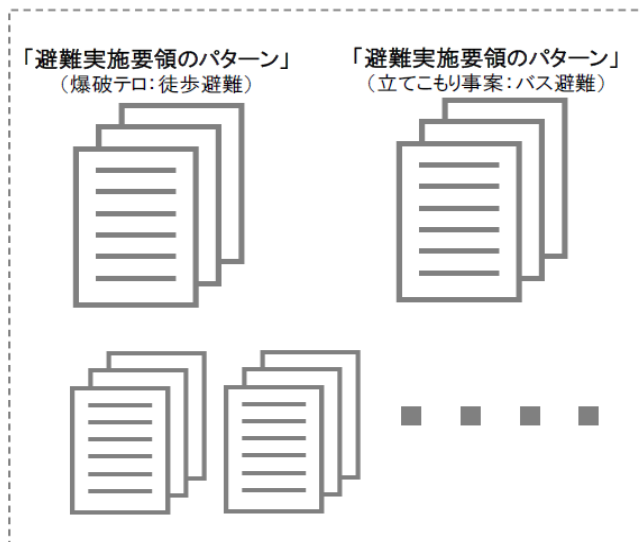
「避難実施要領のパターン」作成

事態、地域、時期等の状況設定を変えた避難実施要領を複数作成する。

国民保護事態発生時

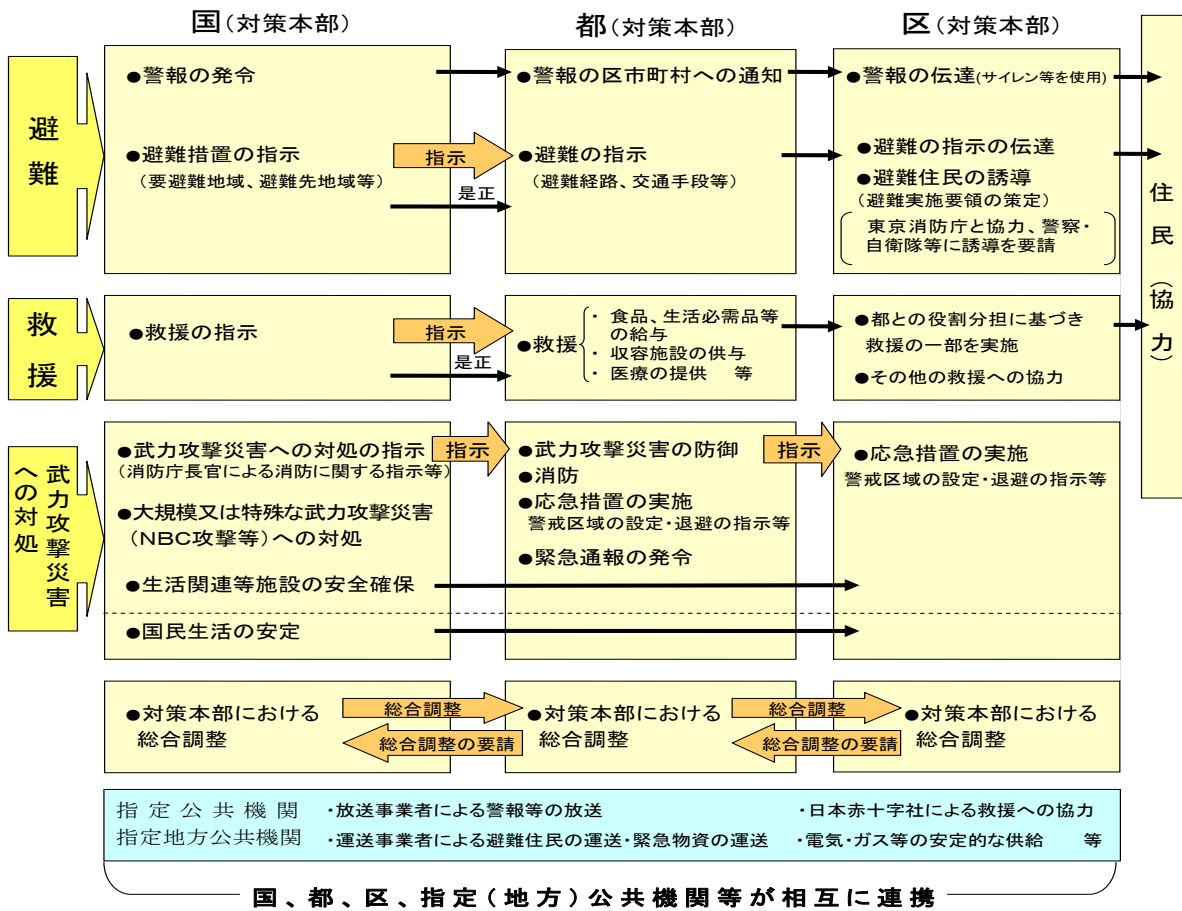
避難実施要領を作成

あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンに、発生した事態の状況を反映することで迅速な対応が可能となる。

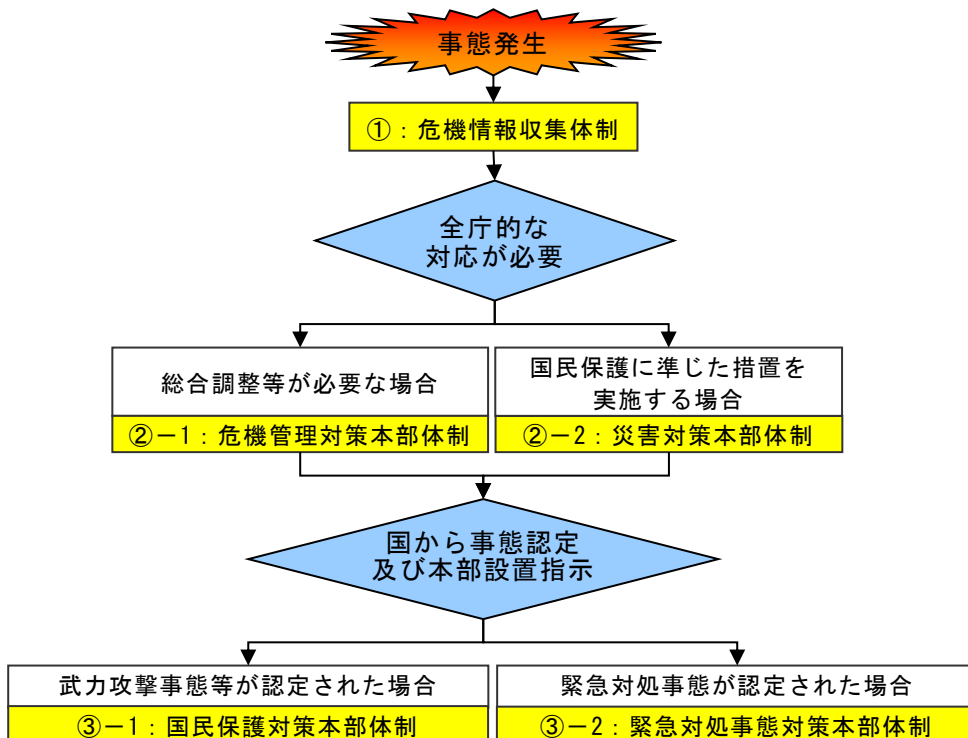


第2 国民保護措置の全体の仕組みと区の初動体制等

1 国民保護措置の全体の仕組み



2 区の初動体制



事態認定	状 況		体 制
無 (武力攻撃事態に類似した事案の発生又は発生のおそれ)	・ 情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応の必要はなし）等		① : 危機情報収集体制
	・ 全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等		②-1 : 危機管理対策本部体制
	・ 突発的な事態が発生するなどにより、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合等		②-2 : 災害対策本部体制
有	本部設置 指定通知前	・ 情報収集・分析等対応が必要な場合（全庁的な対応の必要はなし）等	① : 危機情報収集体制
		・ 全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合等	②-1 : 危機管理対策本部体制 ②-2 : 災害対策本部体制
	本部設置 指定通知後	・ 区対策本部等を設置し、国民保護措置を実施	③-1 : 国民保護対策本部体制 ③-2 : 緊急処理事態対策本部体制

【参集を要する職員】

体 制	参集を要する職員
① : 危機情報収集体制	危機管理室危機管理対策課・防災課職員
②-1 : 危機管理対策本部体制	危機管理対策会議の構成員及び危機管理室危機管理対策課・防災課、総務部総務課・広報課、関係部課職員
②-2 : 災害対策本部体制	非常配備態勢の基準に基づく職員
③-1 : 国民保護対策本部体制 ③-2 : 緊急処理事態対策本部体制	災害対策本部組織に準ずる職員

3 区危機管理対策本部又は区災害対策本部の設置等

(1) 区危機管理対策本部又は区災害対策本部の設置

① 区長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに都及び警視庁、東京消防庁に連絡を行う。

あわせて、事態認定前における初動体制を確立し、杉並区危機管理対策会議設置要綱（平成15年8月19日杉政危発第4号）に基づく杉並区危機管理対策本部（以下「区危機管理対策本部」という。）を設置するとともに都及び関係機関にその旨を通知する。

※区民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を所属長に報告し、所属長は危機管理室に連絡する。

- ② 区危機管理対策本部は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。この場合、区危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。
- ③ 杉並区国民保護対策本部又は杉並区緊急対処事態対策本部（以下、「区対策本部」という。）の設置指定前にあって、国民保護に準じた措置を行う場合には、杉並区災害対策本部を設置し、対応を行う。

（２）危機情報の収集

区危機管理対策本部又は区災害対策本部（以下、「区危機管理／災害対策本部」という。）は、都及び警察・消防等関係機関を通じて危機情報を収集する。

（３）関係機関への支援の要請等

区長（危機管理室）は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、都等から入手した情報を各機関等へ提供する等、緊密な連携を図る。

（４）現地連絡調整所の設置等

区危機管理／災害対策本部は、必要に応じて「現地連絡調整所」を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

４ 区対策本部への移行に関する調整

区（危機管理室）は、区危機管理／災害対策本部等を設置した後に国において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、区危機管理／災害対策本部は廃止する。その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第2章 区国民保護計画が対象とする事態

第1 本区が想定した事態例

区国民保護計画が対象とする武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型について、本区が想定した、11の事態例について以下に示す。

	事態類型	本区の特徴を踏まえた事態例
武力攻撃事態	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイル攻撃
	航空攻撃	都心部(本区含まず)への空爆
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	武装勢力の立てこもり
	着上陸侵攻	都内複数区(本区含む)への侵攻・占領 都内複数区(本区含まず)への侵攻・占領
緊急対処事態	大規模集客施設等への攻撃	ターミナル駅・列車の複数爆破テロ
		学校占拠・爆破テロ
	危険物施設等への攻撃	テロリストによる危険物施設の占拠・破壊
	大量殺傷物質による攻撃	駅地下通路での化学テロ
		集客施設における秘匿的な生物テロ
交通機関を破壊手段としたテロ	航空機ハイジャックによる自爆テロ	

第2 本区における避難の方法のパターン

1 本区における基本的な避難の3パターン

区国民保護計画で考慮すべき基本的な避難のパターンとして、避難先・時間余裕・発生場所の観点から、以下の3つが考えられる。特に、区としては、諸外国の大都市等において大規模なテロが多く発生している状況を踏まえて、緊急対処事態の中でもパターン③のような対応を重視しておく必要がある。

パターン①：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態

パターン②：区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態

パターン③：不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態

【基本的な避難の3パターン】

避難パターン	避難先			時間 余裕	避難措置 の指示等	該当する本区の事態例
	屋 内	区 内	区 外			
パターン① 『時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難させる必要がある事態』	○			なし	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■武装勢力の立てこもり ■弾道ミサイル攻撃 ■テロリストによる危険物施設の占拠・破壊 ■学校占拠・爆破テロ ■航空機ハイジャックによる自爆テロなど
パターン② 『区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態』		○	○	比較的あり	避難措置の指示に基づく避難	<ul style="list-style-type: none"> ■都内複数区への侵攻・占領 ■武装勢力の立てこもり ■弾道ミサイル攻撃 ■テロリストによる危険物施設の占拠・破壊 ■学校占拠・爆破テロ ■航空機ハイジャックによる自爆テロなど
パターン③ 『不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態』	警戒区域外			ほとんどなし	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■ターミナル駅・列車の複数爆破テロ ■駅地下通路での化学剤テロなど

※武力攻撃事態等が発生した場合の区への対応は、これら3つの基本パターンのいずれか、若しくはその組み合わせが考えられる。

2 事態例ごとに想定される避難のパターン

3つの基本パターンのいずれか、若しくはその組み合わせにより、本区が想定した11の事態例について、想定される避難のパターンを以下に示す。

【避難の方法として想定するパターン】

	事態例	時間余裕	影響範囲	想定される 主な避難の パターン	想定される区への対応の概要
武力 攻 撃 事 態	都内複数区（本区含む）への侵攻・占領	比較的あり	広範囲	パターン②	都から避難の指示の通知を受けて区外の避難所へ避難
	都内複数区（本区含まず）への侵攻・占領	—	—	—	避難先地域の指定に基づく他地区住民の受入れ
	武装勢力の立てこもり	なし	局地的	発生当初：	市街戦生起の可能性があることから、屋内への緊急避難を呼びかけ
		比較的あり	局地的	避難措置の指示発出後：	都から避難の指示の通知を受けて、安全措置を講じつつ、区内の避難所へ避難
	弾道ミサイル攻撃	なし	局地的	着弾前：	近くの堅牢な建物や地下施設等の屋内への緊急避難を呼びかけ
				着弾直後：	爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物や地下施設等へ屋内避難
	比較的あり	広範囲	避難措置の指示発出後：	都からの避難の指示の通知を受けて事態の推移や弾頭の種類に応じて安全措置を講じつつ、区外の避難所へ避難	
	都心部（本区含まず）への空爆	—	—	—	避難先地域の指定に基づく他地区住民の受入れ

	事態例	時間余裕	影響範囲	想定される 主な避難の パターン	想定される区への対応の概要
緊急 対 処 事 態	テロリストによる危険物施設の占拠・破壊	なし	局地的	発生当初：	安全確保のため屋内への緊急避難を呼びかけ
		比較的あり	局地的	避難措置の指示発出後：	都から避難の指示の通知を受けて、事態の推移に応じて安全措置を講じつつ、区内の避難所へ避難
	ターミナル駅・列車の複数爆破テロ	ほとんどなし	局地的	パターン③	爆破の影響範囲等を考慮し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定、住民等を速やかに区域外へ退避誘導。国の事態認定は事後的となる可能性がある。
	駅地下通路での化学テロ	ほとんどなし	局地的	パターン③	汚染の影響範囲等を考慮し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定、住民等を速やかに区域外へ退避誘導。国の事態認定は事後的となる可能性がある。
	集客施設における秘匿的な生物テロ	ほとんどなし	局地的 ち広範囲	ほぼ パターン③	感染症法に基づく各種対応。被害判明時には既に被害が拡大しており、国によって主導的な対応がなされる。
	学校占拠・爆破テロ	なし	局地的	発生当初：	安全確保のため屋内への緊急避難を呼びかけ
		比較的あり	局地的	避難措置の指示発出後：	都から避難の指示の通知を受けて、事態の推移に応じて安全措置を講じつつ、区内の避難所へ避難
	航空機ハイジャックによる自爆テロ	なし	局地的	墜落前：	ハイジャック判明後、直ちに屋内への緊急避難を呼びかけ
比較的あり		局地的	避難措置の指示発出後：	都からの避難の指示の通知を受けて、事態の推移に応じて安全措置を講じつつ、区内の避難所へ避難	

3 今回作成した避難のパターン

武力攻撃事態における弾道ミサイル攻撃（着弾前）に際しての避難実施要領に加え、以下の避難のパターン14パターンを作成した。

（1）弾道ミサイル攻撃（落下後）のパターン

核物質を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案（1パターン）と化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案（3パターン）の4パターンを作成した。

	弾頭の種類	被害の概要	時期・天候	発生時刻
主に中野区に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で核物質を搭載した弾頭と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、核物質を含むミサイルの一部が杉並区の東部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	冬季の平日 晴れ	08:00 閉庁中
主に世田谷区に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で化学剤を搭載した弾頭と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、化学剤を含むミサイルの一部が杉並区の南部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	夏季の日曜日 雨	13:00 閉庁中
主に練馬区に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で化学剤を搭載した弾頭と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、化学剤を含むミサイルの一部が杉並区の北部地域に落下し、かなりの建物被害及び人的被害が発生	春季の平日 曇り	10:00 開庁中
主に武蔵野市に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で通常弾と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、ミサイルの一部が杉並区の西部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	秋季の平日 晴れ	17:00 開庁中

（2）緊急対処事態のパターン

不審物（爆発物）発見事案、化学剤の大量散布事案及びテロ集団が化学剤もしくは爆発物を持って占拠した事案における3つの作成区分として、区内の大規模集客施設・駅における10パターンを作成した。

	攻撃手段・要領	被害の概要	時期・天候	発生時刻
西荻窪駅 (JR中央線)	駅構内で不審物 (爆発物) を発見	現在のところなし	夏季の平日 雨	08:00 閉庁中
久我山駅 (京王井の頭線)	駅構内で不審物 (爆発物) を発見	現在のところなし	夏季の平日 晴れ	17:00 開庁中
井荻駅 (西武新宿線)	駅構内で不審物 (爆発物) を発見	現在のところなし	冬季の平日 雨	08:00 閉庁中
セシオン杉並	施設内で不審物 (爆発物) を発見	現在のところなし	夏季の日曜日 雨	10:00 閉庁中
阿佐ヶ谷駅 (JR中央線)	駅構内に化学剤 を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	夏季の平日 晴れ	14:00 開庁中
永福町駅 (京王井の頭線)	駅構内に化学剤 を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	夏季の平日 雨	14:00 開庁中
荻窪駅、ルミネ、 タウンセブン	荻窪駅地下改札 口付近に化学剤 を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	冬季の平日 雨	17:00 開庁中
高井戸地域区 民センター(杉並 清掃工場含む)	施設内に化学剤 を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	夏季の平日 晴れ	10:00 開庁中
方南町駅 (丸ノ内線)	地下鉄駅地下通 路に化学剤を大 量散布	数十名以上の負傷者が発生	冬季の平日 晴れ	08:00 閉庁中
高円寺駅 (JR中央線)	駅構内でテロ集 団が化学剤もし くは爆発物をも って人質を拘束 して占拠	現在のところなし	冬季の平日 晴れ	22:00 閉庁中

(3) 他自治体からの避難住民等の受入れ対応

他自治体からの避難住民等の受入れ対応についても、「避難住民等の受入れ実施要領の例」を作成した(P43参照)。

第3章 避難実施要領伝達までの流れ

第1 情報活動の手順

国民保護対策本部等における情報活動は、一般に次の手順で行う。

	事務の手順	事務の内容
①	情報の収集項目、収集先の決定	事案の現況や被害状況、区としての判断事項を基に、収集項目と収集先を決定 ※次頁の「情報収集項目」による
②	情報の収集	必要とする情報を、収集先への電話等による問い合わせや職員の派遣により収集
③	情報の記録	収集、入手した情報を記録 ※下表の「情報収集シート」に記入
④	情報の分析・評価	収集した情報内容について、正確性・信頼性を評価し、必要な対応について検討・処置
⑤	情報の報告・提供	情報内容や分析結果、対応処置について、本部長に報告、関係機関・マスコミ等へ提供
⑥	情報の集約・整理	収集した情報を時系列やカテゴリー別に集約・整理、集計・ファイリング

第2 情報の収集・分析

国民保護事案における情報収集シートは下表、情報収集項目は次頁による。収集した情報を基に状況を分析し、区として災害対策基本法あるいは国民保護法に基づく警戒区域の設定や避難の指示等の必要性を判断する。

(情報収集シートの様式例)

情報収集シート

区 分	<input type="checkbox"/> 問い合わせ <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他 ()	
収集日時	年 月 日 時 分	
情報提供者	担当者名	
	機関名	
	電話等	
情報収集者	班 名	
	氏 名	
種 別	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()	
件 名		
内 容		
処 置		

情報収集項目

情報分類	情報項目	情報入手先
事態の状況	<input type="checkbox"/> 発生時刻	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関
	<input type="checkbox"/> 発生場所	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関
	<input type="checkbox"/> 事態の種類 NBCの有無	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 人的被害	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 物的被害	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 被害の影響範囲 (予測を含む。)	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 事態の進展予測	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 2次被害の危険性	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
攻撃主体に関する情報	<input type="checkbox"/> 2次攻撃の可能性	<input type="checkbox"/> 警察 等
	<input type="checkbox"/> 攻撃主体の動向に関する情報	<input type="checkbox"/> 警察 等
対策実施状況	<input type="checkbox"/> 現場対処活動状況	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 医療救護活動状況	<input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 保健所 等
	<input type="checkbox"/> 現場規制の実施状況 (立入禁止区域、消防警戒区域の設定、交通規制等)	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 避難実施状況 (避難の指示等)	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 等
	<input type="checkbox"/> 交通機関の運行状況	<input type="checkbox"/> 鉄道事業者 <input type="checkbox"/> バス事業者 等
社会動向	<input type="checkbox"/> 報道状況	<input type="checkbox"/> TVニュース 等
	<input type="checkbox"/> 区内状況	<input type="checkbox"/> 区派遣職員 等
避難の必要性	<input type="checkbox"/> 現場規制の必要性	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 都 等
	<input type="checkbox"/> 避難の必要性	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 都 等

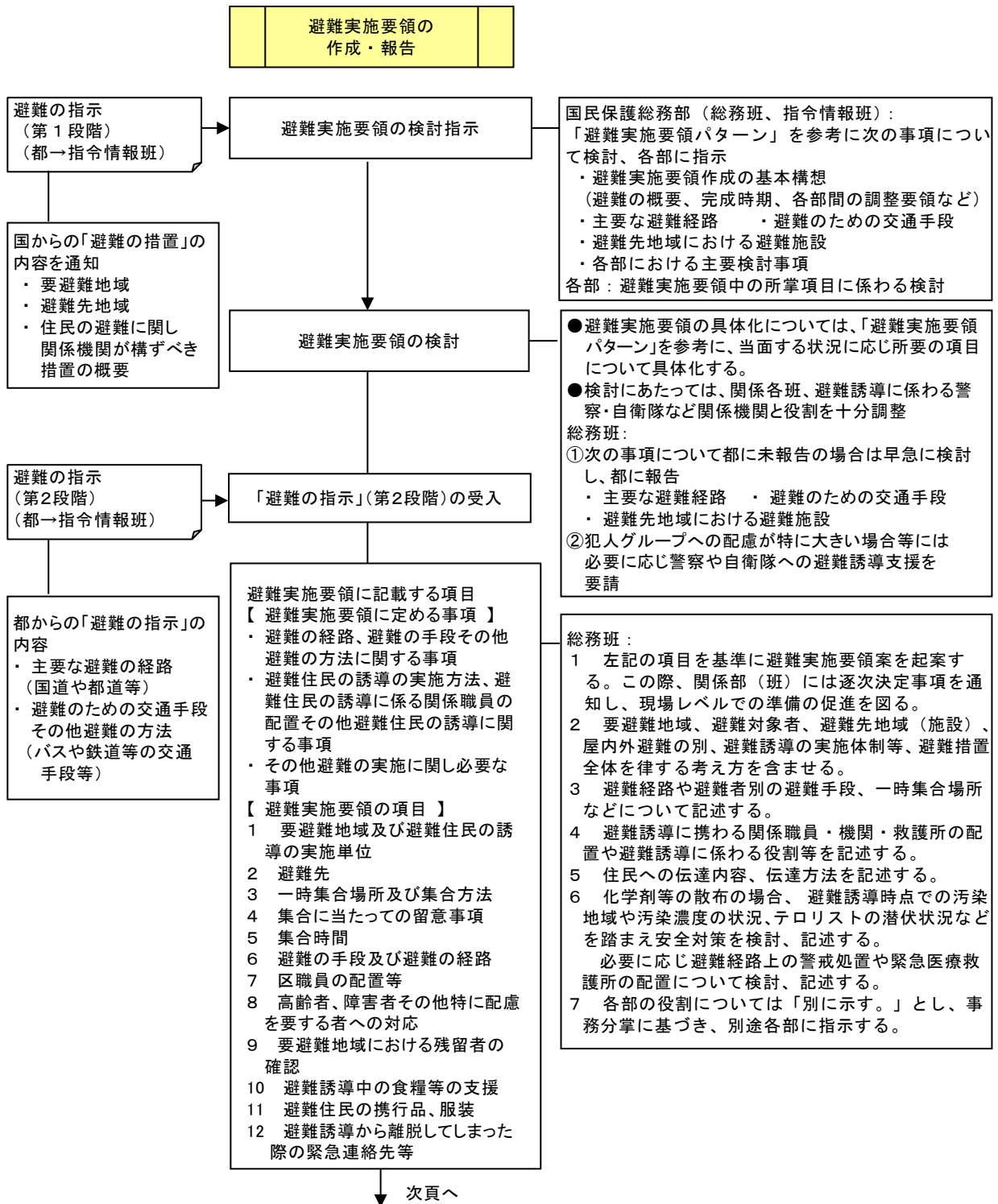
※情報収集先は主として発災地域を所管する警察署、警視庁、消防機関等とする。
 現地連絡調整所が設置された場合、派遣した区職員から現地連絡調整所で共有された情報を収集、把握する。

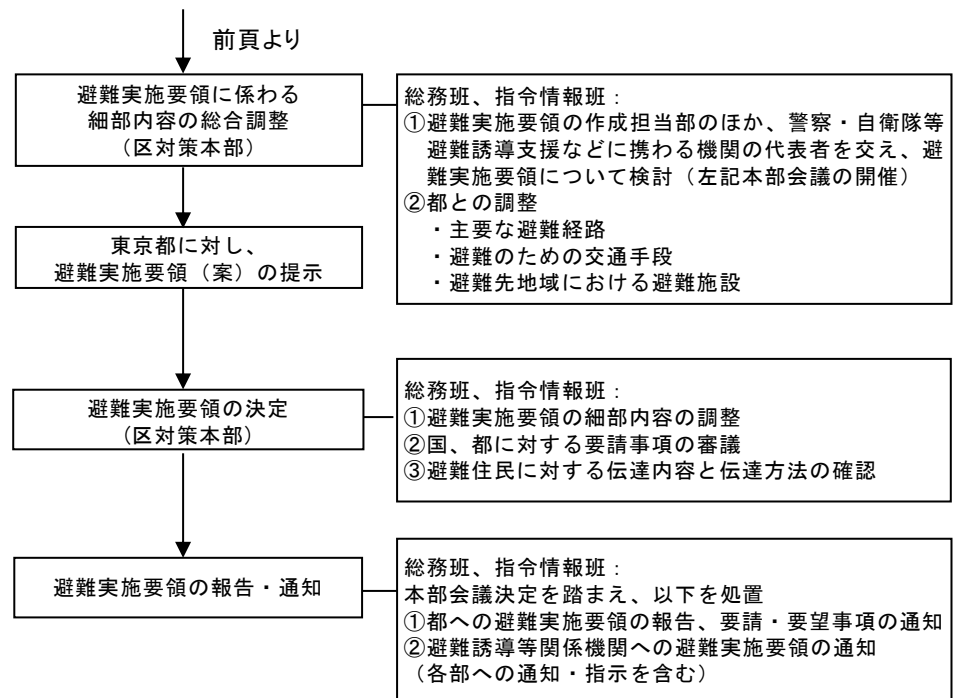
第3 避難実施要領の作成・報告の事務手順

関連情報

避難実施要領の作成・報告の事務手順

担当及び事務の内容





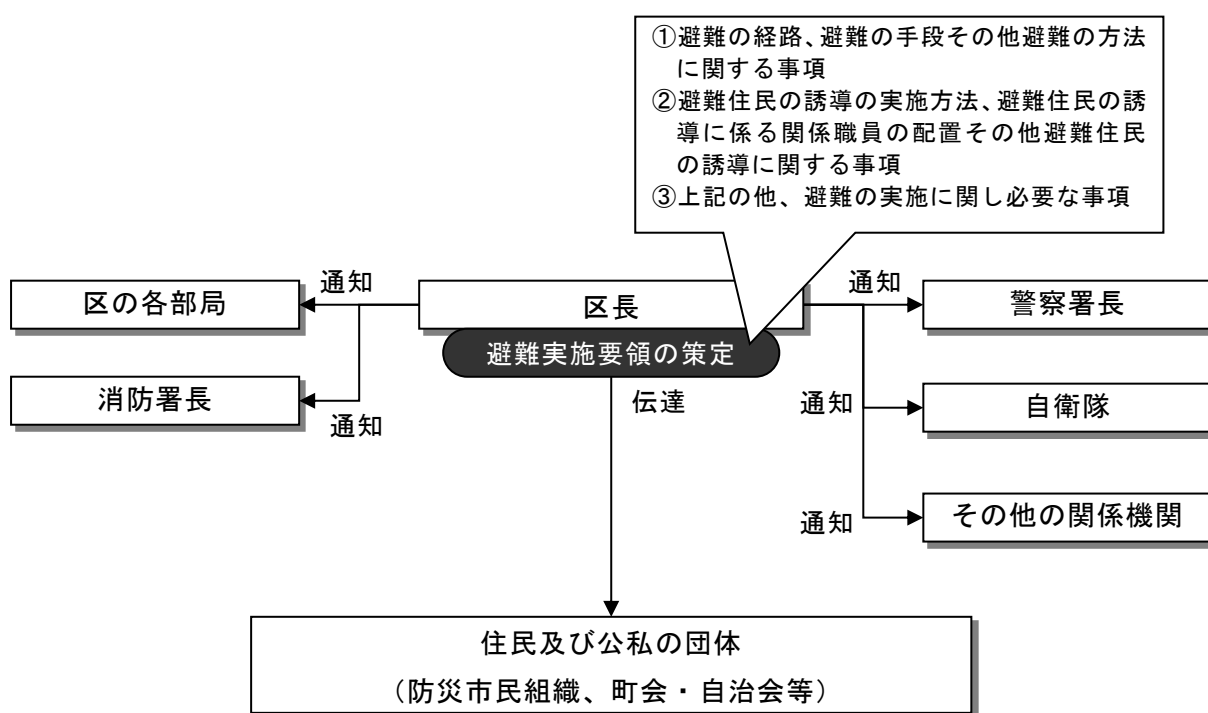
第4 避難実施要領の伝達

区長（国民保護総務部指令情報班、国民保護関係部班）は、避難実施要領策定後、直ちにその内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達する。

また、区長（国民保護総務部指令情報班）は、直ちに、その内容を区の各部局、区内の警察署長、消防署長及び自衛隊東京地方協力本部並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の伝達】



第4章 避難実施要領の作成

区長は、下記法定事項及び区国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。このため、「避難実施要領のパターン」は、この項目に準じて作成する。

第1 避難実施要領に記載する項目及び様式

1 避難実施要領に定める事項（法定事項：国民保護法第61条2項）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・ その他避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の項目と記載内容

項 目	記載内容
要避難地域及び避難住民等の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
集合に当たっての留意事項	集合後の町会内や近隣住民間での安否確認、災害時要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
区職員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、区職員、消防職員等の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
避難住民等の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

3 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- (1) 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- (2) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- (3) 避難住民等の概数把握
- (4) 誘導の手段の把握
（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- (5) 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- (6) 災害時要配慮者の避難方法の決定
- (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (9) 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

4 避難実施要領の様式例

(1) 屋内避難における様式例

避 難 実 施 要 領	
杉 並 区 長	
月 日 時 分現在	
屋 内 避 難	
1 都からの「避難の指示」の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候____気温____℃ 風向____風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
4-1 屋内にいる場合	
4-2 屋外にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先	
杉並区	電話：03-3312-2111（代）
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：

(2) 域外避難における様式例

避 難 実 施 要 領				
				杉 並 区 長
				月 日 時 分現在
域 外 避 難				
1 都からの「避難の指示」の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候___気温___℃ 風向___風速___m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 要避難地域及び避難先				
区分	要避難地域	要避難者数	避難先・受入人数	予備避難先
		所在地 (電話番号)		
1				
2				
3				
5 職員の配置方法				
配置場所				
人数				
現地連絡調整所				

6 災害時要配慮者の避難支援	
要担送者	
要護送者	
7 残留者の確認方法	
確認者	
時期	
場所	
方法	
措置	
終了予定日時	
8 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	
9 追加情報の伝達方法	
10 避難時の留意事項（主に住民）	
10-1 避難する場合の留意事項	
基本的事項	
時期の特性	
10-2 要避難地域に帰宅する区民への対応	
11 誘導に際しての留意事項（職員）（心得・安全確保・服装等）	
12 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
13 緊急時の連絡先	
杉並区 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：03-3312-2111（代） FAX：

5 避難実施要領の様式への記載

本項では、避難実施要領の主な項目の記載要領を記述する。

(1) 都からの「避難の指示」の内容

都からの「避難の指示」の内容を記載するが、指示の内容の記載ミスを防止するためにも、当該欄には「別添のとおり。」と記載し、「避難の指示」を添付する。

(2) 事態の状況、関係機関の措置

項 目	記載内容、要領	備 考
事態の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報や「避難の指示」の内容から、判明している事項を記載する。 ・ 特に化学剤や生物剤に関係する事案発生の場合には、気象の状況についても記載する。 	
避難住民の誘導の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「避難の指示」の内容を基本として、指示が具体的でない部分については、区で決定して記載する。 ・ 例えば、避難の開始時刻が指示されていない場合は、避難誘導の準備時間や避難実施要領の広報に要する時間、あるいは昼間、夜間別の避難実施要領の検討などに要する時間を考慮するとともに、警察、自衛隊等と調整の上、避難開始時刻を区が決定する。 	
関係機関の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、消防、自衛隊その他指定（地方）公共機関等の活動状況や今後の措置について、当該関係機関と協議して決定した内容を記載する。 	検問位置や作戦要領等秘匿性に注意を要する。

(3) 事態の特性で留意すべき事項

項目	記載内容、要領	備考
事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態の特性を把握するためには、警察や消防の現地活動機関からの情報が不可欠であり、情報の収集に努めることが必須である。このため、職員を現地に派遣し現地連絡調整所を設置する等の対応が必要である。 ・ 化学剤、生物剤及び放射性物質に関連する事態や避難時における二次攻撃等の可能性がある事態については特記する必要がある。 	
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の町会や自治会の有無、大規模集客施設及び駅等の存在について記載する。 ・ 病院、福祉施設等への災害時要配慮者の入所施設の有無についても記載する。 	
時期による特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日、休日及び昼間、夜間別のように、避難実施に影響を及ぼす事項を記載する。 ・ 例えば、休日であれば学校は休みであり、児童・生徒等の避難は各家庭等からの避難となる。また、雨季の時期には、レインコートや着替えの準備の記載も必要となる。 	

(4) 要避難地域及び避難先

項目	記載内容、要領	備考
要避難地域名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁目を基準として記載する。 	
要避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳等により地域（丁目）別の人数、買物客等の一時滞留者数、病院・福祉施設等の入所者数を記載する。 	
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設名等を記載する。 	
受入人数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	

「要避難地域名」については、状況により小学校の校区や町会名で記載することも考慮する。

「要避難者数」については、避難を行う単位（丁目）で詳細な人数を把握しておくとともに、昼間人口と夜間人口の差についても平素から把握しておくことが必要である。

(5) 職員の配置方法

職員の配置は、一時集合場所、避難経路及び避難施設等の場所に応じて、誘導が必要な場所に、消防職員等からの支援を考慮し、実際に対応可能な人員数を決めて記載する。

また、集団で避難する場合の先導職員や長距離移動の際のバス等への同乗する職員も選定し、記載する。

(6) 災害時要配慮者の避難支援

災害時要配慮者の避難支援は、要担送者と要護送者に区分し、要担送者については、消防部局と調整した上で、搬送方法、搬送先等の留意事項を記載する。また、要護送者については、護送者、移動方法、避難先等を記載する。

(7) 残留者の確認方法

残留者の確認は、確認者、時期、終了予定日時等を記載する。特に、確認方法については、戸別の確認とするか、または、広報車で巡回するのみとするかについても決定し、記載する。

また、安全の確保のため警察官の同行について警察と調整し、内容を記載する。

(8) 避難誘導時の食糧の支援・提供方法

避難の実施が食事時間に相当する場合、避難住民への食事の提供が必要となる。その際、食事の提供時期、場所や食事の内容（種類、調達先）及び担当部等を決定し、記載する。

(9) 追加情報の伝達方法

避難実施中に避難住民へ周知する必要がある新たな情報の伝達方法について記載する。対策本部から避難誘導の職員への無線機や携帯電話による連絡、防災行政無線や広報車による伝達等、具体的に記載する。

(10) 避難時の留意事項（主に住民）

住民が、自宅から避難の場合には、現金・貴重品、パスポートや運転免許証等本人確認が出来るもの、常備薬、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品などの携行品及び隣近所への声掛けと共助の要請を記載する。なお、季節に応じた衣服の携行に留意する。

(11) 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）

記載は、以下の例による。

ア 心得

避難の誘導にあたる職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと

イ 安全確保

- ・ 徒歩による集団移動は、原則、道路の右端に沿って整然と歩行する。
- ・ 住民の列は2列縦隊を基準として、努めて町会等の班単位で移動する。
- ・ 消防職員及び警察官に誘導を依頼し、車道側を重点的に配置する。
- ・ 車両等との接触事故に対する注意喚起は、避難住民にも協力を求め、後方又

は前方からの車両の接近を全員に知らせる。

- ・ 離脱者が発生した場合は、消防職員、あるいは家族等支援者と共に追隨させる。必要により広報車両に乗車させる。

ウ 服装等

防災服及び腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確（避難住民への説明が効果的）にし、誘導に理解を求める。

(12) 情報伝達

「避難実施要領の住民への伝達方法」は、事案の推移状況により、適切な伝達方法を決定し、記載する。テロ事案等における犯行グループが要避難地域に潜伏しているような場合、避難実施要領を犯行グループが知ることによって、住民の危険度が増加することは避けなければならない。

「避難実施要領の伝達先」は、要避難地域の住民、警察、消防、自衛隊等関係機関、公私の団体、大規模集客施設の管理者等避難や避難誘導を行う側と、避難住民を受入れる避難先の町会や防災市民組織等への伝達が必要であり、伝達先が多数となる場合は、個別の伝達先を「別紙」として添付する場合もある。

「職員間の連絡手段」は、複数の避難単位に周波数の同じ無線機の使用が効果的である。携帯電話の利用も考えられるが、無線機を同一周波数にすることによって情報が共有されるという利点がある。

第2 時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）させる必要がある事態

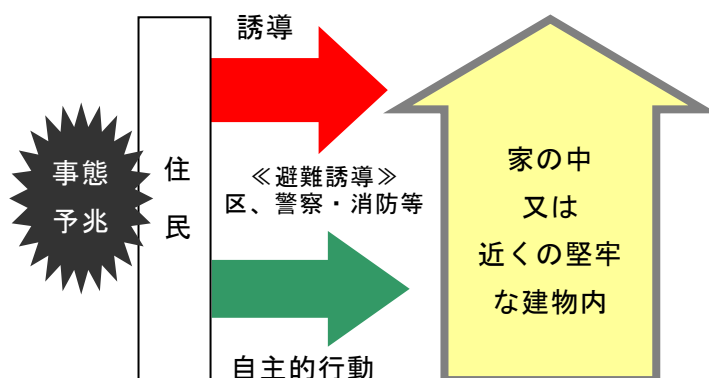
1 区国民保護計画における事態・避難イメージ・措置の流れ等

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空機攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃など、突発的な事態（予兆を含む）が発生した場合には、区民等は屋内に避難（又は退避）することが基本となる。

①事態の例

- ・弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・武装勢力の立てこもり など

②屋内への緊急避難（退避）のイメージ



③措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。ただし、ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など、事態によっては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 区長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達

④屋内への避難（退避）の指示の内容（例）

「〇〇区▲▲町XX丁目の地区の住民は、屋外での行動に危険が生じるため、落ち着いてコンクリートの堅牢な建物又は自宅に一時的に避難（退避）すること」と

⑤特徴等

- ・防災行政無線、区の広報車や携帯マイク等を活用し、避難の指示を伝達（又は退避の指示）する。
- ・被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難の指示を改めて伝達する。

2 対応のフロー（警報・避難に関する事項）

国・都等	杉並区・消防	区 民	関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○事態予兆を踏まえて情報収集体制の強化・情報の提供（事態発生） ○国から警報の発令・避難措置の指示（Jアラート等） ○都から避難の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難実施要領の策定及び区民への周知 ○避難の指示の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○取るべき行動の理解 ○屋内への緊急避難（退避） 	<ul style="list-style-type: none"> ○周知の支援 ○伝達の支援

3 避難の基本的な考え方

- 区長が事前に作成する避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- 政府対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っている場合に、警報を発令し、避難措置の指示をする。そして、実際に発射されたときは、政府対策本部長が、その都度警報を発令する。
- 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設等に避難することが基本となる。
- 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイル攻撃の国家の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくるので、すべての地域に着弾する可能性があるものとして、対応する必要がある。

4 事態想定、避難実施要領の記載例

4-1 事態想定

- 事態類型
武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃事態（着弾前）
- 事態の状況
国からの弾道ミサイルが発射の兆候等についての情報の提供を踏まえ、国の警報・避難措置の指示を住民に伝達する必要がある。
- 国からの避難措置の指示
実際に弾道ミサイルが発射されたときは、政府対策本部長から、そのつど警報・避難の指示が行われることから、本区が弾着予想地域に含まれる場合は、防災行政無線（国からの情報がJアラートによって自動的に起動し、最大音量で放送）により、サイレンと情報伝達が行われる。また、緊急速報メールが配信される。

4-2 避難実施要領の記載例

避 難 実 施 要 領	
杉 並 区 長	
月 日 時 分現在	
屋 内 避 難 (短 期)	
1 都からの「避難の指示」の内容	
(別添として添付する。略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	関東地方全域
実行の主体	某国
事態の状況、避難の必要性	政府対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示（屋内）を行った。
警報の発令	弾道ミサイルが発射されたときは、政府対策本部長からそのつど警報が発令されることから、本区が着弾予想地域に含まれる場合は、防災行政無線（国からの情報がJアラートによって自動的に起動し、最大音量で放送）により、サイレンと情報伝達が行われる。また、緊急速報メールが配信される。
気象の状況	天候____気温____℃ 風向____風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	杉並区全域（関東地方全域）
避難先と避難誘導の方針	避難先は最寄りの施設内とし、努めて堅ろうな建物、或いは地下施設とする。 初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。二次攻撃以降も発射の都度、警報が発令されることから、避難については初弾と同様に、防災行政無線等により即座に伝達する。
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	杉並・高井戸・荻窪警察署、杉並・荻窪消防署は、それぞれの車両により、住民への警報の伝達と屋内避難の周知を図っている。
連絡調整先	各機関の調整先は別に示す。(略)

3 避難に備えての留意事項（主に住民）

- (1) 防災行政無線、杉並区ホームページ、区広報車、テレビ・ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意すること。
- (2) 最低限の食料や飲料水、タオル、ティッシュペーパー、常備薬、懐中電灯、ラジオ、運転免許書等の身分証明書などをリュックサックなどに用意しておくこと。
- (3) 幼児がいる場合には、玩具等を用意しておくこと。
- (4) 自力での歩行が困難な者については、同居する家族や、入所している施設の職員、町会や防災市民組織、民生委員等が主体となって、避難先に誘導すること。なお、独居の者については、区職員等が避難行動要支援者名簿に記載されている名簿を活用して戸別訪問し、避難先に誘導するように努める。

4 屋内への緊急避難（退避）の要領

4-1 屋内にいる場合

- (1) 屋内にいる場合には、直ちに建物の中央部に避難する。また、地階を有する建物等では、なるべく地階へ避難する。また、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
- (2) 攻撃が沈静化した場合には、直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。

4-2 屋外にいる場合

- (1) 外出先においては、可能な限り、堅牢な建物の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる。（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）
- (2) 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。
- (3) 車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行の妨げにならない場所）に止め、近くに建物がある場合には、建物に避難し、建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- (4) 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。

5 事態の特性で留意すべき事項（主に住民）

- (1) 核物質、化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気からできるだけ遮断された状態にすること。
- (2) 近くで弾道ミサイル及びその破片等の着弾音と考えられる不審な音を聞いたとき、また、落下を目撃したときは、当該現場から離れるとともに、区、消防、警察等に連絡すること。

6 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 区及び関係機関は防災行政無線、広報車、杉並区ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>(2) 警報が発令された場合は、Jアラート、防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。</p>
7 緊急時の連絡先	
杉並区国民保護対策本部	<p>電話：03-3312-2111 (代)</p> <p>FAX：</p>

第3 区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態

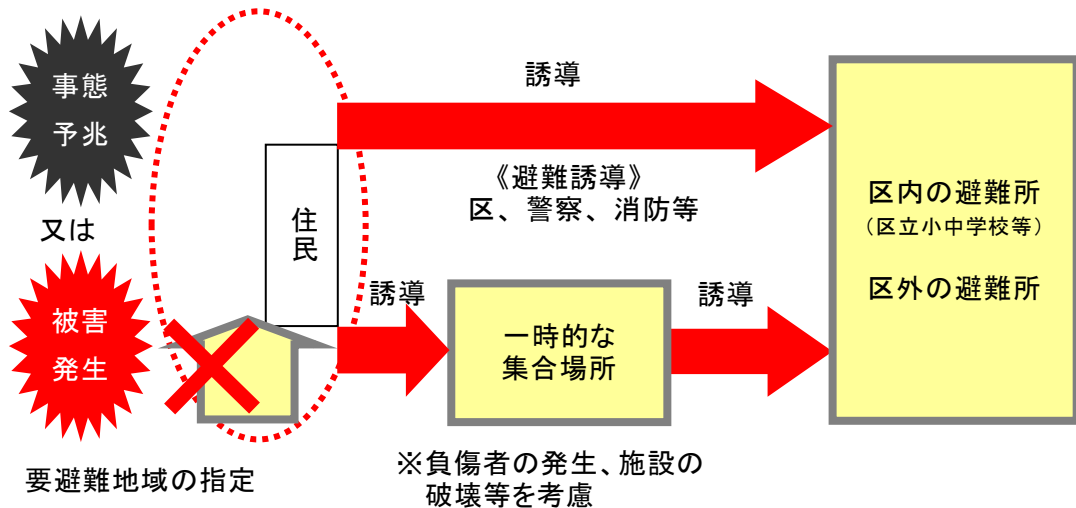
1 区国民保護計画における事態・避難イメージ・措置の流れ等

区内で要避難地域が指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し、避難先地域の避難所（場合によっては区外や都外）に避難する。なお、弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難もこのケースに該当する。

①事態の例

- ・ 都内複数区への侵攻・占領
- ・ テロリストによる危険物施設の占拠・破壊
- ・ 武装勢力の立てこもり
- ・ 航空機ハイジャックによる自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル攻撃（着弾後） など

②避難のイメージ



③措置の流れ

以下のア～ウの流れを前提とする。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 区長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達

④避難の指示の内容（例）

（詳細は避難実施要領のパターンに記載）

⑤特徴等

- ・ 着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。
- ・ 弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難においては、死者及び負傷者の発生、施設の被害などを前提とする必要がある。

2 対応のフロー（警報・避難に関する事項）

国・都等	杉並区・消防	区 民	関係機関・団体等
○事態予兆を踏まえて情報収集体制の強化・情報の提供 （事態発生） （着弾前） ○国から警報の発令・避難措置の指示 （Jアラート等） ○都から避難の指示	○避難実施要領の策定及び区民への周知 ○避難の指示の伝達	○取るべき行動の理解 ○屋内への緊急避難（退避）	○周知の支援 ○伝達の支援
（着弾後） ○国から避難措置の指示 ○都から避難の指示	○被害状況の把握 ○警戒区域の設定 ○避難実施要領の策定 ○避難の指示の伝達 ○要避難地域内の避難住民等の誘導	○屋内への緊急避難（退避）の継続 ○避難開始 ↓ ○避難施設への避難	検討の対象 ○被害状況の把握と連絡 ○避難誘導の支援

3 避難の基本的な考え方

- 区長は、弾道ミサイル着弾直後は、その弾道ミサイルの種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、継続して屋内への退避を指示する。
- 区長は、弾道ミサイルの種類や被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示に従って避難実施要領を策定し、地域住民を避難誘導する。

4 事態想定、避難実施要領のパターン

4-1 事態想定

○事態類型

武力攻撃事態：弾道ミサイル攻撃事態（着弾後）

○事態発生前に共通的に生起している状況

- ・事態発生の前日
近隣某国が、弾道ミサイル発射準備を開始し、我が国に弾道ミサイルを発射する声明を出した。
- ・事態発生の当日
近隣某国が、弾道ミサイルを発射、東京上空でPAC3に迎撃され近隣自治

体に落下し、一部が杉並区に落下した。

※核弾頭搭載ミサイルが迎撃された場合には「迎撃により起爆装置等の機能は喪失をさせるということになろうと思います。従って核爆発による被害は発生しないものと考えております。」と防衛省防衛政策局長が答弁（2017年8月10日）しており、政府見解を踏まえ、核爆発は無いとの前提で検討することとする。また、生物剤は効果（発症）が直ぐに現れることが少なく、直接的な被害を企図する弾道ミサイルに搭載する蓋然性は低いと考えられるため、生物剤弾頭についても検討対象としない。従って、本資料では、核物質を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案、化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案を検討対象とした。

4-2 作成区分

核物質を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案（1パターン）と化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案（3パターン）の4パターンを作成した。

○核物質を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案

	弾頭の種類	杉並区の被害概要	時期・天候	発生時刻
① 主に中野区に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で、核物質を搭載した弾頭と判明	PAC3で弾道ミサイルが迎撃され、核物質を含むミサイルの一部が杉並区の東部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	冬季の平日 晴れ	08:00 閉庁中

（国からの避難措置の指示）

- ・住民の避難が必要な地域：杉並区高円寺北、高円寺南、和田、堀ノ内の警戒区域
- ・住民の避難先となる地域：杉並区高円寺北、高円寺南、和田、堀ノ内
- ・避難施設：杉並第三小学校、杉並第四小学校、杉並第八小学校、堀之内小学校、高円寺中学校、和田中学校、高南中学校、大宮中学校

（都からの避難の指示）

- ・避難の経路：警戒区域から避難先への9経路（細部は避難実施要領に添付した地図を参照）

（区長の指示）

区長は負傷者を救護するとともに、都知事からの避難の指示を受けて、要避難地域の避難住民等を、区内の指定された避難所に避難させるよう国民保護総務部長に指示した。

○化学剤を搭載した弾頭又は通常弾頭を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案

	弾頭の種類	杉並区の被害概要	時期・天候	発生時刻
② 主に世田谷区に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で、化学剤を搭載した弾頭と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、化学剤を含むミサイルの一部が杉並区の南部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	夏季の日曜日 雨	13:00 閉庁中
③ 主に練馬区に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で、化学剤を搭載した弾頭と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、化学剤を含むミサイルの一部が杉並区の北部地域に落下し、かなりの建物被害及び人的被害が発生	春季の平日 曇り	10:00 開庁中
④ 主に武蔵野市に落下、一部が杉並区に落下	落下後の調査で、通常弾と判明	P A C 3で弾道ミサイルが迎撃され、ミサイルの一部が杉並区の西部地域に落下し、建物被害及び人的被害が発生	秋季の平日 晴れ	17:00 開庁中

(1) 主に世田谷区に落下、一部が杉並区に落下した場合

(国からの避難措置の指示)

- ・住民の避難が必要な地域：杉並区上高井戸1丁目の警戒区域
- ・住民の避難先となる地域：杉並区上高井戸（警戒区域を除く）、久我山、高井戸東
- ・避難施設：富士見丘小学校、富士見丘中学校、高井戸東小学校

(都からの避難の指示)

- ・避難の経路（環状八号線の西側住民）：上高井戸1丁目～富士見丘小学校～富士見丘中学校
- ・避難の経路（環状八号線の東側住民）：上高井戸1丁目～高井戸東小学校

(区長の指示)

区長は負傷者を救護するとともに、都知事からの避難の指示を受けて、要避難地域の避難住民等を、区内の指定された避難所に避難させるよう国民保護総務部長に指示した。

(2) 主に練馬区に落下、一部が杉並区に落下した場合

(国からの避難措置の指示)

- ・住民の避難が必要な地域：杉並区北部地区警戒区域
- ・住民の避難先となる地域：杉並区の避難所（井ノ頭通り～方南通り以北）、一部、武蔵野市・中野区の避難所

(都からの避難の指示)

- ・主要な避難の経路：早稲田通り～環状七号線、青梅街道、五日市街道

(区長の指示)

区長は負傷者を救護するとともに、都知事からの避難の指示を受けて、要避難地域の避難住民等を、区内・区外の避難所に避難させるよう国民保護総務部長に指示した。

(3) 主に武蔵野市に落下、一部が杉並区に落下した場合

(国からの避難措置の指示)

- ・住民の避難が必要な地域：杉並区善福寺2・3丁目の被災地域
- ・住民の避難施設：西荻地域区民センター

(都からの避難の指示)

- ・主要な避難の経路：善福寺3丁目～善福寺2丁目～都道113号線

(区長の指示)

区長は負傷者を救護するとともに、都知事からの避難の指示を受けて、要避難地域の避難住民等を、区内の指定された避難所に避難させるよう国民保護総務部長に指示した。

4-3 共通的な考え方

○避難住民等の避難施設、一時集合場所及び避難誘導方法

- ・区内の避難施設、一時集合場所は、地域の区立施設とする。なお、地域住民は基本的に地域に所在する区立施設の位置及び経路を承知しているものとして避難施設を付記して、そこに至る主要な経路のみ表示する。
- ・区内の避難施設、一時集合場所への集合は、原則として徒歩とする。なお、区外の避難施設への移動は、都が準備した大型バス等の車両とする。
- ・避難施設への地域住民の避難誘導は、先ず地域住民を消防職員、警察官が警戒区域外に退避させた後、警戒区域外の道路の交差点等に配置した区職員により誘導する。NBC汚染の可能性のある警戒区域内では防護服を着用した消防職員、警察官を配置して警戒区域外に退避させ、その後、除染所にて除染を行い、避難施設に誘導する。
- ・地域住民の人口は、平成27年国勢調査による東京都の町丁・字等人口とする。

○その他

- ・弾道ミサイルによる被害は、弾頭の種類・大きさ、落下場所、風向・風速などにより大きく様相は異なるため、本対応の基本的な考え方、避難実施要領のパターンの作成においては、落下直後の弾種が不明な段階における屋内退避の指示の範囲は、落下場所から約2kmの範囲とし、弾種が判明した場合の警戒区域の大きさについては、核物質を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案の場合の警戒区域は、放射線危険区域等の設定で住民等の安全確保の設定基準としている安全距離100m（「消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」（H23年3月（H27年3月一部改訂））とし、化学剤を搭載した弾道ミサイルの一部が落下した事案の場合の警戒区域については安全距離300mを確保して設定する。なお、万が一、事案が発生した場合には、消防、警察等の専門的見地を踏まえて、警戒区域を設定することとなる。
- ・風向については、核物質が含まれている場合及び化学剤が使用された場合には、

避難方向に影響があることを考慮する必要性を明記する。

4-4 避難実施要領のパターン

別冊第1「区内、区外の避難所に避難させる必要がある事態各ケースの特性」
参照

第4 不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態

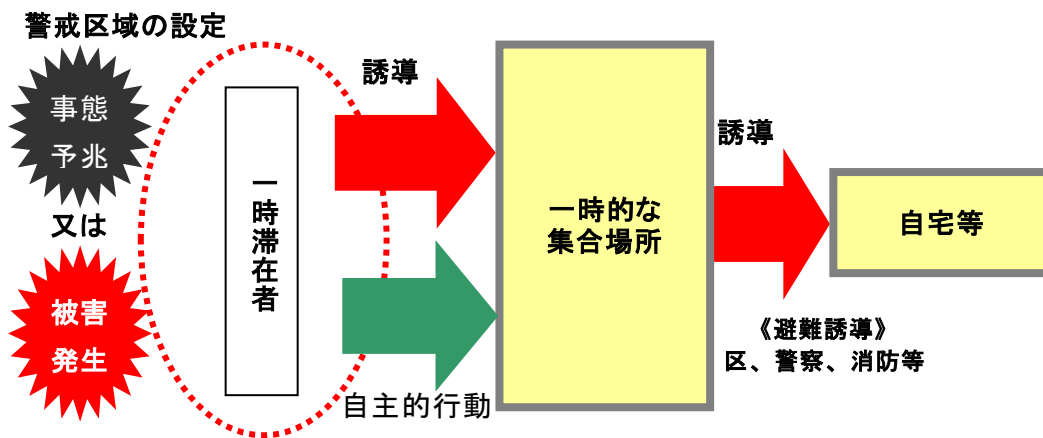
1 区国民保護計画における事態・避難イメージ・措置の流れ等

突発的な事態の発生を受け、区長が退避の指示、警戒区域の設定を行う。大規模集客施設やターミナル駅などにおいては、通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く、不特定多数の区民を警戒区域外に退避させ、帰宅を促す。場合によっては一時的な集合場所を設置する。

①事態の例

- ・ターミナル駅・列車の複数爆破テロ
- ・駅地下通路での化学剤テロ など

②警戒区域外への退避のイメージ



③措置の流れ

以下のア～エの流れを前提とする。緊急避難として知事からの避難の指示を待たずに、区長が退避の指示、警戒区域の設定を行う。

- ア 区長：退避の指示、警戒区域の設定
- イ 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他記者会見等による国民への情報提供）
- ウ 知事：避難の指示
- エ 区長：避難実施要領の策定、避難の指示の伝達


④警戒区域外への退避の指示の内容（例）

「X X X（例えば大規模集客施設）の中にいる者は、X X Xでの行動に危険が生じるため、構内の放送や施設職員の指示にしたがい、落ち着いて施設外に退避すること」

⑤特徴等

- ・防災行政無線、区広報車や携帯マイク等を活用し、避難の指示（退避の指示）を伝達する。
- ・大規模集客施設や駅、企業等からの避難（又は退避）に関しては、施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ・NBC攻撃の場合、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

2 対応のフロー（警報・退避に関する事項）

国・都等	杉並区・消防	一時滞在者・区民	関係機関・団体等
（突発的な事態発生） ○事態覚知	○事態覚知 ○警戒区域の設定 ○退避の指示 ○一時滞在者の誘導 ○地域住民の誘導	○突発的な事態発生 ○退避（化学剤の場合→屋内退避） ○警戒区域外への退避（自主的な退避含む） ○一時集合（避難）場所への退避	○情報の入手 ○警戒区域の設定の支援 ○退避の指示の支援 ○一時滞在者の誘導支援 ○地域住民の誘導支援
○事態認定 ○警報の発令 ○国から避難措置の指示 ○都から避難の指示	○避難実施要領の策定 ○警報の伝達 ○避難の指示の伝達	<div style="text-align: center;">  ○避難所への避難 </div>	○避難の指示の伝達の支援

3 退避（避難）の基本的な考え方

- 区長は、突発的な事態の発生を受け、特に必要があると認めるときは、緊急避難として知事からの避難の指示を待たずに、警戒区域の設定、退避の指示を行う。
- 区長は、大規模集客施設や駅等の通勤客や買い物客などの一時滞在者に退避の指示を行う場合においては、施設管理者や事業者の協力を得て、先ず事案が発生した施設外に退避させる。その後、速やかに主要な道路に沿って警戒区域外の安全な地域に退避させる。
- 区長は、地域住民に退避の指示を行う場合においては、速やかに警戒区域外の一時的集合（避難）場所等に退避させる。なお、化学剤が使用されたと判断された際には、屋外に所在するものにあつては、除染等の必要な措置を講じた後、警戒区域外に退避させる。また、屋内に所在するものにあつては、屋内退避を基本とする。ただし、化学剤の影響を考慮し東京消防庁等の助言を得るものとする。
- 区長は、さらに他の安全な場所に避難が必要との判断のもと、都知事から避難措置の指示があつた場合には、避難所への避難の指示の伝達を行う。あるいは、一時的集合場所（公園）で夜間を過ごすことが予想され、近傍の避難所へ避難誘導が必要な場合には、最寄りの小・中学校等の避難所に避難誘導を行う。

4 事態想定、避難実施要領のパターン

4-1 事態想定

○事態類型

緊急対処事態：ターミナル駅・列車の複数爆破テロ、駅地下通路での化学剤テロ事態など

○事態発生前に共通的に生起している状況

- ・事態発生の1ヶ月前

世界各国で国際テロ組織「R」のテロ事案（爆弾テロや化学剤の散布テロ）が急増している。日本は各国とともに、「R」に対する非難声明を出した。

- ・事態発生の5日前

国際テロ組織「R」が、日本を含む各国に対してテロの実行を示唆した。

- ・事態発生の2日前

東京都内で職務質問により不審人物が逮捕される。男は杉並区を含む特別区の地図を所持していた。（「R」のメンバーか否か等詳細不明）

- ・事態発生の前日

東京都内のサッカー競技場近傍において、警戒中の警察官が不審者に職務質問中に、不審者2名が車1台で逃走、市内の交差点で事故を起こした。警察が事故車両を調べたところ、車内から爆発物や化学剤と軽機関銃が発見された。

○国からの避難措置の指示

突発的な事態発生のため、国の事態認定、国からの避難措置の指示は、事後的な可能性がある。

4-2 作成区分

不審物（爆発物）発見事案、化学剤の大量散布事案及びテロ集団が化学剤もしくは爆発物を持って占拠した事案における3つの作成区分として、区内の大規模集客施設・駅における10パターンを作成した。

○不審物（爆発物）が発見された事案

○○駅職員（△△施設職員）が、○○駅構内（△△施設内）に不審物が置かれていることを発見して警察に通報した。通報を受けた警察は、捜査の結果、住民を避難させた後に不審物を処理することにした。

区長は警戒区域を設定して、一時滞在者や地域住民等を警戒区域外に速やかに避難させるよう国民保護総務部長に指示した。

	攻撃手段・要領	被害の概要	時期・天候	発生時刻
① 西荻窪駅 (JR中央線)	駅構内で不審物(爆発物)を発見	現在のところなし	夏季の平日 雨	08:00 閉庁中
② 久我山駅 (京王井の頭線)	駅構内で不審物(爆発物)を発見	現在のところなし	夏季の平日 晴れ	17:00 開庁中
③ 井荻駅 (西武新宿線)	駅構内で不審物(爆発物)を発見	現在のところなし	冬季の平日 雨	08:00 閉庁中
④ セシオン杉並	施設内で不審物(爆発物)を発見	現在のところなし	夏季の日曜日 雨	10:00 閉庁中

○化学剤の大量散布事案

○○駅構内(△△施設内)で化学剤が大量に散布され、多数の負傷者が発生した。区長は負傷者の救護とともに、警戒区域を設定して、一時滞在者を警戒区域外に速やかに退避させ、地域住民は先ず屋内退避させるよう国民保護総務部長に指示した。

	攻撃手段・要領	被害の概要	時期・天候	発生時刻
⑤ 阿佐ヶ谷駅 (JR中央線)	駅構内に化学剤を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	夏季の平日 晴れ	14:00 開庁中
⑥ 永福町駅 (京王井の頭線)	駅構内に化学剤を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	夏季の平日 雨	14:00 開庁中
⑦ 荻窪駅、ルミネ、タウンセブン	荻窪駅地下改札口付近に化学剤を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	冬季の平日 雨	17:00 開庁中
⑧ 高井戸地域区民センター(杉並清掃工場含む)	施設内に化学剤を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	夏季の平日 晴れ	10:00 開庁中
⑨ 方南町駅 (丸ノ内線)	地下鉄駅地下通路に化学剤を大量散布	数十名以上の負傷者が発生	冬季の平日 晴れ	08:00 閉庁中

○テロ集団が化学剤又は爆発物をもって人質を拘束して占拠した事案

高円寺駅構内でテロ集団が化学剤もしくは爆発物をもって人質を拘束して占拠した事案が発生した。

区長は警戒区域を設定して、一時滞在者や地域住民等を警戒区域外に速やかに避難させるよう国民保護総務部長に指示した。

	攻撃手段・要領	被害の概要	時期・天候	発生時刻
⑩ 高円寺駅 (JR中央線)	駅構内でテロ集団が化学剤もしくは爆発物をもって人質を拘束して占拠	現在のところなし	冬季の平日 晴れ	22:00 閉庁中

4-3 共通的な考え方

○警戒区域の設定

- ・区が設定する警戒区域は、安全距離300mを確保して設定する。
- ・設定に際しては、区国民保護計画の「明瞭な道路・建物等を用いて」を踏まえて作成する。

○一時滞在者の警戒区域外への誘導方法

地域の道路等に詳しくない一時滞在者の誘導は、夜間等の事案発生時においても、誘導が容易な線路沿いの道路、線路を縦断する直線道路を主に活用して表示する。

○地域住民の警戒区域外の一時的集合（避難）場所及び誘導方法

- ・一時的集合（避難）場所は、区立施設又は公園とする。地域住民は基本的に地域に所在する区立施設、公園の位置及び経路を承知しているものとして一時的集合（避難）場所のみを付記して、そこに至る経路は表示しない。
- ・地域住民の一時的集合（避難）場所への誘導は、先ず地域住民を消防職員、警察官が警戒区域外に退避させた後、警戒区域外の道路の交差点等に配置した区職員により誘導する。NBC汚染の可能性のある警戒区域内では防護服を着用した消防職員、警察官を配置して警戒区域外に退避させ、その後、除染所にて除染を行い、避難施設に誘導する。なお、原因物質の特定、負傷者の救助等の活動を行う際は、職員の安全を図るための措置を講じた上で実施する。また、自衛官については、到着次第、消防職員、警察官の活動を補完するものとする。
- ・事態が夜間に発生し、又は昼間に発生したが一時的集合場所で夜間を過ごすことが予想され、近傍の避難所へ避難誘導が必要な場合、再度、公園から最寄りの小・中学校の避難所に避難誘導を行うものとする。
- ・地域住民の人口は、平成27年国勢調査による東京都の町丁・字等人口として、該当する町丁目全体に対する要避難地域の面積比で割った人口を記載する。

○その他

- ・ 事案が発生した駅・集客施設に近い園、学校等は、園、学校単位で避難（又は校内での屋内退避）することを付記する。
- ・ 風向については、化学剤が使用された場合には、避難方向に影響があることを考慮する必要性を明記する。

4-4 避難実施要領のパターン

別冊第2「不特定多数の区民を警戒区域外に退避させる必要がある事態各ケースの特性」参照

第5 他自治体からの避難住民等の受入れ対応について

区は、以下の事項について判断・調整して、他自治体から避難住民等を受入れることになる。

なお、「杉並区国民保護計画」第3編 第9章において「受入れ態勢の整備、避難住民等の誘導への協力、避難住民等の救援の協力、避難住民等の安否情報の収集・提供」が必要な事項と定めている。これに加えて、国民保護法第75条（救援の実施）及び政令に示された事項を行うこととなる。

	判断・調整事項	判断・調整する内容
1	受入れの可否	都から示される避難住民等数と受入れ期間を確認して、区として対応が可能か否かを早急に判断し、都に回答する。
2	受入れ施設の決定等受入れ態勢の整備	避難住民等数と受入れ期間を考慮して、小中学校の避難所に割り振るか、学校教育への影響を考慮して、地域区民センター、体育館、ホール等の公共施設を活用するかを判断する。 小中学校の避難所を使用する場合には、教育への影響を最小限にするため、教育委員会との提供するスペースの調整が重要となる。
3	避難住民等の中の災害時要配慮者数の把握と受入れ施設の決定	避難住民等の中の災害時要配慮者数を把握し、受入れ期間も考慮して、区指定の二次避難所を開設して受入れるか、または、老人福祉施設等の受入れ可能数を把握し、受入れ調整を実施して、受入れ施設を決定する。 ※国民保護法施行令では、避難施設として公共施設（又は公益的施設）を想定しており、老人福祉施設、社会福祉施設等を利用する場合には、都との調整が必要となる。
4	受入れ体制の決定（職員の配置（数）、職員の交代体制）	避難施設、施設数が決まったならば、避難施設への区職員の配置数、区各部局への差し出しの割り振り及び職員の交代体制について調整する。
5	避難交通手段・避難経路・移動時間等の把握と受入れに当たっての誘導の協力	受入れ日時が決まったならば、主要道路等から避難施設までの避難交通手段・避難経路・移動時間等誘導の協力について、都及び避難住民を抱えている自治体と緊密に連絡・調整する。
6	避難住民等の安否情報の収集・提供	避難住民等に対して安否確認を実施するとともに、安否情報を収集・提供する。

7	避難住民等の救援の協力	国民保護法第75条（救援の実施）に「収容施設の供与、食品及び飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与等、医療の提供、埋葬及び火葬、電話等の提供」、さらに政令で「学用品の給与」等支援内容が明記されており、都が実施する救援措置の協力を行う。協力担当部署の割り振り等を調整し、具体化する。
---	-------------	--

「他自治体から避難住民等を受入れるケース」として、「国民保護法 第4章武力攻撃災害への対処に関する措置」の枠組みにおいて、「弾道ミサイルをPAC3により迎撃し、その破片が隣接区を含む複数の区に落下した。調査の結果、化学剤が含まれていると判明し、住宅等に被害のあった住民を含めて警戒区域内の多数の住民を3日間、警戒区域外に避難させることになった。この事態に際して、都から杉並区に7,000名の避難住民等を3日間、受入れるよう指示があったケース」を例とした。

避難住民等の受入れ実施要領の例

杉並区長

○月○日○時現在

1 事態の状況、受入の必要性

○月○日○時○分に東京都A区・B区で発生した弾道ミサイルによる攻撃に伴い、死者○○人、重傷者○○人を出し、さらに増加の傾向にある。（○月○日○時）政府は、警報を発令し、東京都A区・B区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

これに伴い、杉並区も避難先地域に指定された。

2 避難住民等受入れの方法

(1) 受入れの全般的方針

区は、○月○日○時から随時、東京都から割当てられた避難住民等7,000人を受入れる。なお、避難住民の受入れにあたり避難所及び食品・飲料水及び毛布等の物資を提供するとともに、区内の主要な避難経路、避難所において避難住民等の誘導を行う。

(2) 区の体制、職員配置

- ・ 杉並区国民保護対策本部の設置

国からの指定を受けて、区長を本部長とする区国民保護対策本部を設置する。

- ・ 区職員の各避難所への配置

区内の避難所に区職員各6名を配置する。

- ・ 避難経路等における職員の配置

避難経路等に職員を配置し、避難所までの誘導を行う。

- ・ 避難所における職員の配置

避難所に、常時、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行

う。

- ・都国民保護計画に基づき、各避難所に「救援センター」を設置して、従事する区職員は関係機関やボランティアの協力を得て、「避難住民等に対する食料等の配給、医療・衛生管理、避難所生活に関する情報提供・相談対応、避難住民等の生活状況の把握、都又は区対策本部に対する物資・資材等の要請等」の業務を行う。

(3) 避難住民等の受入れ、避難所の運営

- ・避難住民等の受入れは、避難所で行う。この際、避難住民等に対して安否確認を実施するとともに、安否情報を提供する。
- ・避難所の管理・運営は配置された区職員、施設管理者及び要避難地域の区職員が中心となり、避難住民等の協力を得て行う。

(4) 医療等の提供

必要に応じて緊急医療救護所等を設置して、以下の対応を行う。

- ・避難住民等の中の、軽症者への応急手当を行う。
- ・避難住民等に傷病者が発生した場合には、区が診療・入院等の手続きを行う。
- ・傷病者の発生具合を鑑み、必要に応じ主要な避難所に救護所を設置し対応を行う。
- ・避難住民等に死亡者が発生した場合には、区が諸手続き及び埋葬を行う。

(5) 避難の完了

- ・避難誘導は、〇月〇日〇時をもって終了とする。
- ・避難所に配置された職員は到着状況及び安否情報を取りまとめて、区に報告を行う。
- ・避難の完了は、避難対象者すべての安否確認の終了をもって完了とする。

(6) 職員の心得や受入れに際しての留意点

区職員、消防職員の心得や受入れに際しての留意点は、以下のとおり。

- ・避難住民等は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、区職員は、冷静沈着に、そして懇切丁寧な態度を保つこと。
- ・誘導にあたる区職員、消防職員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・避難所運営に当たっては、女性や災害時要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。
- ・自力歩行困難者に対しては公用車もしくは福祉車両で、区内の医療施設あるいは福祉施設への避難を行う。
- ・避難住民等への指示は避難自治体の職員を通じて行う。この際、区職員はこれに協力する。

(7) 杉並区民への周知事項

- ・受入れた避難所に多数の避難住民等を受入れた状況を区民に周知する。
- ・災害ボランティアは杉並区社会福祉協議会に登録の後、杉並区ボランティア

センターが指定する避難所での活動を行う。

- ・服装や携行品等から不審者を見た場合には、区職員、消防職員、警察官に通報すること。

(8) 安全の確保

- ・誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、政府現地対策本部や東京都からの情報、区国民保護対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
- ・誘導を行う区職員に対して、特殊標章を交付するとともに、無線機等必要な機材を必ず携帯させる。

3 各部の役割 (避難住民等の受入れ関連)

部署名	分掌事務
国民保護総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集・提供に関すること ・安否情報の収集・提供に関すること ・職員の動員に関すること ・車両の調達及び配車に関すること ・避難所等の選定に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・被災児童・生徒等に対する教育に関すること ・他の部に属さないこと
国民保護救援部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の開設及び運営に関すること (救援センターを含む) ・避難住民の誘導及び運送に関すること ・高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること ・被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること
国民保護医療救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・その他医療救護に関すること
国民保護都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等の運営に関すること
国民保護清掃部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの処理及び調整に関すること
警視庁 (第4方面本部、杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における交通規制に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・前各号に掲げるもののほか、治安に関すること
東京消防庁 (第4消防方面本部、杉並消防署、荻窪消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関すること ・要避難地域の区市町村による避難誘導への協力に関すること ・避難所等における火災予防に関すること ・前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

4 救援活動の支援・協力

- ・区は避難住民等に対して、区内29か所の災害備蓄倉庫で備蓄している食品・飲料水、毛布、生活必需品等を提供する。
- ・救援物資の集積所として、南部地区は区立永福体育館、中央地区は高円寺体育館、北部地区は上井草スポーツセンターを使用して、この集積所を通じて各避難所に救援物資を振り分けることを基本とする。
- ・救援物資の不足分は都と調整し、必要な調達を行う。

5 連絡・調整先

- ・杉並区に配置された都職員、A区・B区職員との連絡要領は、別に示す。
- ・状況が変化した場合は、電話回線、または各避難所に設置されている無線により連絡する。
- ・杉並区国民保護対策本部

設置場所：杉並区役所 電 話：03-3312-2111(代)

F A X：

第5章 NBC攻撃による災害への対処等

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

第1 NBC攻撃による災害への対処の共通措置

1 応急措置の実施

区長（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班）は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

また、保健所は平素から備えた対処マニュアルに基づき、応急措置を実施する。

2 国の方針に基づく措置の実施

区（国民保護総務部総務班）は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等からの被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報の共有化を図り、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は、関係機関により「現地連絡調整所」が設置されている場合は、職員を派遣して）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長（国民保護総務部総務班）は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 区長の権限

区長（国民保護関係部班）は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【 国民保護法第108条第1項に基づく措置 】

法108条1項各号	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【 国民保護法施行令第31条に基づく通知事項 】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

5 要員の安全の確保

区長（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全を確保する。

第2 核攻撃等の場合の留意事項

区（国民保護総務部総務班）は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させる。

1 核攻撃等

核兵器を用いた攻撃による被害は、使用される核爆弾の大きさや爆心地からの距離にもよるが、広範囲に甚大な被害が生じる。

国民の保護に関する基本指針では、「攻撃当初は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難」することとしている。そして、「一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難」することとしている。また、核攻撃が行われると、当初は主として核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が生じる。

その後、放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって、更に被害が拡大する。

以下、被害の軽減に資すると思われる方策について示す。

なお、爆薬と放射性物質を組み合わせたダーティボムに対しては、核兵器に比して小規模だが、爆薬による爆発の被害と放射性物質による被害という面で、避難所には同様の機能が求められる。

（1）爆風から避難者を防護する機能

着弾による衝撃や爆風による被害を避けるために屋内避難を行うが、プレハブの施設よりも木造の施設、木造の施設よりも鉄筋コンクリートの施設の方が堅ろうで、さらに地上よりも地下の施設の方が安全である。

また、同じ種類の施設であれば、構造補強が行われた施設の方が安全である。構造補強としては、柱や梁を太くしたり外側から壁の補強などが考えられる。

さらに、天井の落下防止や窓ガラスの飛散防止など、非構造物の補強も重要となる。

ア 落下防止

天井に取り付けているエアコンや照明器具、壁面に設置されているスピーカーや絵画等まで、固定を強化して落下防止措置を行い、衝撃を受けても落下しないようにする必要がある。

イ 転倒防止

一般家庭の本棚や食器棚等の家具、冷蔵庫やテレビ等の電気製品、あるいは事務所などのロッカー、書庫等についても衝撃を受けても倒れないよう固定する必要がある。

ウ 窓ガラス等の飛散防止

窓ガラスは衝撃と爆風の双方に脆弱である。割れても飛散しにくい種類のガラス板に変えたり、飛散防止の透明シート（フィルム）を貼るなどして飛散防止を図る必要がある。また、カーテンを閉めるだけでも、効果はある。

(2) 放射線から避難者を防護する機能

屋内へ避難した場合の建物へ求められる機能は、放射線や放射性物質からの遮蔽機能、放射性物質の侵入防止機能（気密性）及び汚染拡大防止機能（除染）が挙げられる。

避難所として遮蔽の効果を考慮すると、地下施設、鉄筋コンクリート造の施設に避難することが効果的である。

※気密性、除染については後述の「生物剤による攻撃」及び「化学剤による攻撃」と同様

(参考)

放射線による被害は、放射線による「被ばく」と「汚染」に大別される。

「被ばく」とは、放射線を受けることをいい、全身または身体の一部が体外あるいは体内にある放射線源から放出される放射線にさらされる場合に起こる。体外の放射線源による場合を「外部被ばく」といい、「遮蔽による防護（防壁）」、「時間による防護（被ばく時間の短縮）」、「距離による防護（線源との距離延伸）」（被ばく低減の三原則）と防護服の着用により被害の軽減を図ることができる。放射性物質を吸入、経口、経皮により摂取したことにより被ばくする場合を「内部被ばく」といい、マスク等の呼吸器具による保護や身体を覆うことによって摂取を防ぐことにより被害の軽減を図ることができる。一方、「汚染」は、放射性の原子を含む物質が体表面（皮膚や衣服）に付着している場合をいう。放射性物質により汚染された人は、その物質（放射線源）を除去するまで、被ばくし続けることになり、周囲に汚染拡大の可能性が広がることになる。

2 「傷病者の対応」関連

都からの要請に応じ、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上で被ばく医療活動を補助する。

内閣総理大臣から被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の補助をする。

3 「避難誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

核による災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱く恐れがあるため被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供を行う。

避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用するよう周知する。

避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう周知するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被ばくの低減に努める。

汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

4 「住民に周知する留意事項」関連

放射性降下物の影響を受ける恐れのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう周知する。

避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難するよう周知する。

木造家屋内に所在する者は、外部被ばくの低減効果及び内部被ばくの防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。

5 「安全の確保」関連

屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。屋内に地下施設があれば地下へ移動する。

屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。

第3 生物剤による攻撃の場合の留意事項

区（国民保護総務部総務班、国民保護医療救護部衛生班、各保健活動班）は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区（国民保護総務部総務班）は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の実害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、国民保護医療救護部衛生班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

1 生物剤による攻撃

生物剤による攻撃の場合、国民の保護に関する基本指針では、「外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染の恐れのない安全な地域に避難する」こととしているとともに、関係機関は「住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする」としている。

生物剤は、細菌、ウイルス、リケッチアなどの微生物とボツリヌス毒素や破傷風菌毒素、ウミヘビ神経毒などの天然毒素の2種類に分けられる。（ただし、生物兵器としては、人工的に微生物や毒素を加工したもの、または全く新しい毒素を人工的に作り出す場合も考えられる。）

CDC（Center for Disease Control 米国疾病管理センター）では、2000年に「極めて重要な生物剤（Critical Biological Agents）」として、以下の

17種類を指定している。

区 分	生 物 剤
細 菌	炭疽菌、ペスト菌、野兎病菌、ブルセラ属菌、鼻疽菌
ウイルス	天然痘ウイルス、エボラ出血熱ウイルス、ラッサ熱ウイルス、マールブルグ病ウイルス、オウム病クラミジア、アルファウイルス
リケッチア	Q熱リケッチア、発疹チフスリケッチア
毒 素	ボツリヌス毒素、リシン毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ガス壊疽菌毒素

現代の生物剤はエアロゾルになっているものが多いので、身を守るためには、空中に浮遊している細菌や芽胞、ウイルス、毒素を取り除く必要がある。そのためには、毒ガスから身を守る防毒マスクが効果的だが、全ての住民が防毒マスクを持っているとは限らない。防毒マスクは、活性炭で毒ガスや生物剤を吸収する。しかし、避難所を活性炭で覆う訳にはいかないため、毒ガスや生物剤の侵入を防ぐ気密性が求められる。避難所は小・中学校の体育館などの広く大きな建物が多く、気密性に優れているとは言えない。飲料水やトイレの他、目張り用のゴムテープ等の備蓄も有効である。

また、飛沫感染や空気感染、人から人へ感染するなど感染の態様も様々であることから、感染防止に関する情報入手も重要であり、避難所には情報収集機能も備えていることが不可欠である。さらに感染防止の観点から外部との接触を最小にする必要があるため、情報の収集機能としてテレビやラジオ、インターネット等の活用や食糧、飲料水、常備薬等の備えを考慮すると、自宅等の屋内避難も有効な手段であり、自宅等における気密性を向上させる対策について列挙する。

(1) 窓の機能向上

最近の住宅では、気密性の高いアルミサッシの窓が使用されているが、ほとんどが一般建築用の「普通サッシ」を使っている。これをより気密性の高い「防音サッシ」や「断熱サッシ」に交換することで、格段に気密性が向上する。

(2) 換気扇等の機能向上

目張りやサッシの交換によって室内の気密性を向上させれば、同時に室内の二酸化炭素濃度が上昇し酸欠状態を引き起こす可能性がある。従って、換気が必要となる。換気口や換気扇にウイルス等の侵入を防ぐ高性能のフィルターを装着することによって、生物剤の侵入を防ぎつつ室内の空気の入れ替えが可能となる。

(参考)

換気扇等に使用するフィルターは「エアフィルター」と「活性炭フィルター」が代表的である。

「エアフィルター」の性能の比較は以下のとおり。

U L P A > H E P A > M E P A

※ U L P A (Ultra Low Penetration Airfilter)

0. 15 μ mの粒子に対して、99.9995%以上の捕集率を有するもので、半導体の生産工場のような高い清浄度が要求されるクリーンルームや生産装置等に使用される超高性能フィルター

※ H E P A (High Efficiency Particulate Airfilter)

0. 3 μ mの粒子に対して、99.97%以上の捕集率を有するもので、空気清浄が要求されるあらゆる分野で使用されている高性能フィルター

※ M E P A (Medium Efficiency Particulate Airfilter)

主に空調系の外気処理に使用されるもので、メインフィルターとして使用するだけでなく、U L P AやH E P Aの保護として使用する場合もある。

「活性炭」は、特定の物質を選択的に分離、除去、精製するなどの目的で吸着効率を高めるために化学的または物理的な処理を施した多孔質の無定形炭素の一種である。

(3) 目張り

窓を閉め、換気扇を停止させた後、換気口及び窓と窓枠の隙間を目張りする必要がある。平素から換気口等、目張りが必要となる部分を把握しておくことも重要である。

2 「傷病者の対応」関連

生物剤を使用した攻撃における避難では、発生源を早急に突き止め、その場に居た者を把握した上で、国の方針に基づき、外出の制限もしくは隔離を行う。

この際、生物剤の潜伏期間に応じ、自宅や隔離施設などからの外出を禁じられる可能性がある。区は区内の該当者に対し、これを通知、処置する。

病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染指定医療機関等への移送及び入院措置を実施する。また、必要に応じ医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置を行う。

都からの協力要請に応じ救護班の編成や医療活動を補助する。

3 「避難誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。また、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

4 「住民に周知する留意事項」関連

生物剤による攻撃が行われた場合又はその恐れがある場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら武力攻撃が行われた場所又はその恐れがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染の恐れのない安全な地域に避難するよう周知する。

屋内では、窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう周知する。

屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗うよう周知する。

安全の確認ができるまでは、汚染された疑いのある水や、食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けるよう周知する。

5 「感染者の措置等による安全の確保」関連

感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国及び都の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

感染症の被害拡大の防止のため、事態を早期に把握し、蔓延防止のための適切な対応を図る。

天然痘は飛沫感染するため、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も人権問題に配慮しながら十分な健康監視を行い、感染の拡大防止を図る。

汚染施設への立入りの禁止や感染者の就業制限は、感染の拡大を防止する上で重要である。特に、被災現場となった汚染施設や感染者の立寄り先となった汚染施設の閉鎖については、消毒の実施の有無や汚染後の経過期間等の主として疫学上の観点から決定する。この場合、努めて短期間の閉鎖を追求し、施設の閉鎖による社会への影響を最小限にとどめる。

6 「その他留意事項」関連

関係機関が実施する情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）に協力し、汚染地域の範囲及び感染源の特定を補助する。

第4 化学剤による攻撃の場合の留意事項

区（国民保護総務部総務班、医療救護部衛生班、各保健活動班）は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

1 化学剤による攻撃

化学剤による攻撃の場合、国民の保護に関する基本指針では「外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染の恐れのない安全な地域に避難するよう指示するものとする」としている。

化学剤は、物理的性質から持久性（persistent）化学剤と一時性（non-persistent）化学剤に大別される。それぞれの特徴は表1のとおり。

【表1】(山本都、化学剤、「必携 - NBCテロ対処ハンドブック」(CBRNEテロ対処研究会)、P16、2008 診断と治療社)

区 分	特 性	例
持久性の化学剤 (persistent)	<ul style="list-style-type: none"> 揮発性が低くゆっくり蒸発する 放出後長時間残存する 沸点が高く揮発性が低い物質ほど残存しやすい 	VX等のV剤 マスタード
一時性の化学剤 (non-persistent)	<ul style="list-style-type: none"> 揮発性が高く速やかに蒸発する 放出後すぐ拡散し、長くは残存しない 沸点が低く蒸気圧が高い物質ほど残存しにくい 	サリン等のG剤 ホスゲン シアン化水素

また、上記の物理的性質のほか、化学剤による被害の大きさは化学剤の量や濃度、純度、散布方法(原状で使用、エアロゾル化、爆発物との組み合わせ等)、散布場所(駅や空港、大規模集客施設など人の多く集まる場所、地下街や車両内、劇場などの閉鎖空間等)、地形や気象条件など、様々な要因が挙げられる。

化学剤の効果に影響する気象条件の一例は表2のとおりとなる。

【表2】(山本都、化学剤、「必携 - NBCテロ対処ハンドブック」(CBRNEテロ対処研究会)、P16、2008 診断と治療社)

気象条件	化学剤の効果への影響
風	風があると化学剤は拡散しやすい 風がないと化学剤によってはその場に滞留する
雨	化学剤によっては加水分解や希釈により効果が弱くなる
温 度	温度が高いと蒸発しやすくなり残存しにくい 温度が低いと残存しやすくなる
大気の安定度	大気温が地上付近の空気の温度より高い場合(逆転層)、化学剤の蒸気は長く残存する 逆の場合(順転層)は空気の対流が起こるため、蒸気は拡散しやすい

化学剤は種類や散布方法によって曝露経路(汚染される経路や態様)が異なる。吸入による被害はガス、蒸気、エアロゾルなどによる散布、液体や固体の物質は経口や皮膚・眼等への接触が主な曝露経路となる。従って、これらの曝露経路から遮断ができる避難所の機能が必要となる。

(1) 化学剤の拡大を防ぐ機能(除染)

化学剤は種類によって曝露してから、その影響(中毒症状)が現れるまでの時間に差がある。曝露後、即刻影響が現れない化学剤が付着したまま避難所に入所すれば、身体や衣服に付着した化学剤が避難所内を汚染することにより、二次的な被害が生じる可能性がある。従って、化学剤による攻撃から被害を軽減させるためには、避難所の入口で化学剤を除染する必要がある。

【除染の方法】

避難所入口で軽易に除染を行う方法としては、衣服の交換とシャワーによる除染が挙げられる。

①衣服の交換

化学剤が付着した衣服を着た人は、化学剤の吸引や吸収を継続しているため、更なる吸引や吸収を防ぐとともに避難所内の汚染を防止するため、衣服を着替える必要がある。

従って、避難所には簡易な着替えを準備しておくことも必要になる。また、避難所の入口付近に男女別の脱衣所、脱衣服を入れて密閉できるビニール袋などの準備も必要となる。

さらに、脱衣に際しては衣服の汚染面が皮膚に触れないように補助者が衣服を切断して脱衣させる配慮が必要である。この際、補助者には簡易防護服や防毒マスクを着用させることも必要となる。

②シャワーによる除染

脱衣の上、水道やシャワー等により身体に付着した化学剤を除染する。サリン等の化学剤は水で分解するため水で十分であるが、神経剤は次亜塩素酸ナトリウムが含まれるプールの水での除染が有効となる。

また、使用した水は汚染水となり、脱衣した衣服は汚染物となるので、その処理は専門機関に依頼しなければならない。

(2) 化学剤の侵入を防ぐ機能（気密性）

第3 1 「生物剤による攻撃」（P 5 1）と同様

※化学剤特有のものとして、着替え、ビニール袋や汚染物表示のためのマジックペンなどの備蓄も必要

2 「傷病者の対応」関連

都からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動を補助する。

3 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

当初は化学剤による攻撃が行われた場所、事案が生起した場所又はその恐れがある場所から直ちに離れるよう指示する。その後、被害状況を把握した上で、事態の推移に応じて他の安全な地域への避難を指示する。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

措置にあたる区職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

4 「住民に周知する留意事項」関連

化学剤による攻撃が行われた場合又はその恐れがある場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、武力攻撃が行われた場所又はその恐れがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染の恐れのない安全な地域に避難するよう周知する。

汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣類などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れる恐れがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗うよう周知する。

安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けるよう周知する。

5 「安全の確保」関連

化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

第6章 避難誘導の流れと留意事項

第1 避難誘導の流れ

1 区長による避難住民等の誘導

- (1) 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員（国民保護救援部各救援隊本隊）を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民等を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、防災市民組織、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、区の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、特殊標章等を携行させる。
- (2) 屋外に滞留している昼間住民や大規模集客施設の利用客等に対しても、避難誘導が適切に行なわれるよう留意する。
- (3) 区域を超える避難の場合は、都や近隣自治体と連携しつつ、避難誘導を行い、また避難誘導先の近隣自治体に職員（国民保護救援部各救援隊本隊）を派遣するなどして、避難誘導の調整を図る。
- (4) なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 東京消防庁との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、避難住民等の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

区長（国民保護総務部総務班）は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民等の誘導を要請する。

区長（国民保護総務部総務班）は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設置し（又は、関係機関により「現地連絡調整所」が設置されている場合は、職員を派遣して）、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 施設管理者や事業者に対する協力の要請

区長（国民保護総務部総務班）は、大規模集客施設やターミナル駅等が要避難地域に含まれる場合は、施設管理者や事業者に協力を要請する。

5 防災市民組織等に対する協力の要請

区長（国民保護総務部総務班）は、避難住民等の誘導に当たっては、防災市民組織や町会・自治会等、地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

6 誘導時における給食等の実施や情報の提供

区長（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長（国民保護救援部各救援隊本隊）は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

7 高齢者、障害者等への配慮

区長（国民保護救援部庶務班）は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、杉並区社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

8 残留者への対応

避難住民等の誘導にあたる区職員（国民保護清掃部杉並清掃班、方南支所班）は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

9 避難所等の運営

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、原則、区内に所在する避難所や避難場所（以下、「避難所等」という）を運営する。

10 避難所等における安全確保等

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減を図る。

区（国民保護救援部各救援隊本隊）は、その管理する避難所等において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

11 動物の保護等に関する配慮

区（国民保護医療救護部衛生班）は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

12 通行禁止措置の周知

区（国民保護都市整備部土木各班）は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

13 都に対する要請等

- （1）区長（国民保護救援部物資班）は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際に、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- （2）また、避難住民等の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- （3）区長（国民保護総務部総務班）は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- （4）区長（国民保護総務部総務班）は、避難住民等の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

14 避難住民等の運送の求め等

区長（国民保護総務部生活復興計画班）は、避難住民等の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の運送を求める。

区長（国民保護総務部生活復興計画班）は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

15 避難完了時の都への報告

区長（国民保護総務部総務班）は、住民の避難が完了した場合は、その旨を知事に報告する。

16 避難住民等の復帰のための措置

区長（国民保護総務部総務班）は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

第2 避難誘導における役割

1 区職員による誘導

- （1）要避難地域の住民に対して、避難実施要領の内容に基づく避難を呼びかけ、巡回する。
 - ・町会、自治会、学校、事業所等を単位とした避難を呼びかける。

- ・大規模集客施設や駅、企業等の避難に関しては、施設管理者や事業者の協力のもと、要避難地域外への避難誘導を実施する。
- (2) 要避難地域内外の要所要所に要員を配置し、警察、消防と連携して、車両、住民を適切に誘導する。適宜、区の車両や案内板を配置する。
- (3) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、必要な警告又は指示を行う。

2 消防署による誘導（期待あるいは要請する活動）

- (1) 消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、避難経路及び消防警戒区域等に消防車両や救急車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な避難誘導及び情報提供を実施する。
- (2) 消防署は、避難に際して、自力歩行困難な災害時要配慮者の運送が必要となる場合は、人員輸送車両等、保有する装備を有効活用した誘導を行う。
- (3) 消防署の職員は、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、必要な警告又は指示を行う。

3 消防団による誘導（期待あるいは要請する活動）

- (1) 消防団は、消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行うとともに、防災市民組織、町会等の協力を得て、避難住民の誘導にあたる。
- (2) 消防団は、区が用意する要避難地域の避難行動要支援者名簿に基づき、防災市民組織や町会等における避難行動要支援者に関する情報の確認を行う。
- (3) 消防団は、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者等に対して、必要な警告又は指示を行う。

4 警察官、自衛官による誘導（期待あるいは要請する活動）

- (1) 警察官、自衛官（国民保護等派遣の場合、又は他の出動の場合には国民保護措置の実施を命ぜられている部隊に限る。）は、区職員及び消防機関と連携しながら、避難誘導を実施する。
- (2) 警察官、自衛官（国民保護等派遣）は、避難住民に危険な状態が発生する恐れがある場合は、必要な警告又は指示を行うとともに、特に必要がある時は、危険な場所への立ち入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は危険を生じさせる恐れのある避難経路上の車両等の除去など必要な措置を講じる。
- (3) 警察署は、避難誘導の際に必要な応じて交通規制を実施する。

※避難住民の運送にバスやトラックを使用する場合、幹線道路への集中等により、交通の輻輳が考えられることから、混乱を防止するための交通規制に万全を期すよう、区は警察と調整を行う。

5 現地連絡調整所における調整

現地連絡調整所を開設した場合には、現地連絡調整所において、避難誘導における関係機関との情報共有や活動調整を行うとともに、事態の変化等にも迅速に対応する。

6 避難誘導の手順

(1) 避難誘導の準備（分掌事務）

分掌事務	対応組織名
一時集合場所の選定確保、避難所の選定	国民保護総務部
現地連絡調整所の開設	国民保護総務部
一時集合場所及び避難所の開設・運営	国民保護救援部
輸送・広報等車両の配車	国民保護総務部
避難誘導職員等の配置	国民保護救援部、警察、消防
救護班の配置	国民保護医療救護部

(2) 避難誘導の実施（分掌事務）

分掌事務	対応組織名
一時集合場所への避難誘導	国民保護救援部、警察、消防 自衛隊
避難中の情報提供	国民保護総務部、国民保護救援部 警察、消防、自衛隊
避難中の救援活動	国民保護医療救援部、消防
避難実施状況の把握	国民保護総務部、国民保護救援部 警察、消防、自衛隊
避難所への避難誘導（輸送）	国民保護救援部、警察、消防 自衛隊
避難誘導の完了報告	国民保護総務部、国民保護救援部 警察、消防、自衛隊

第3 避難誘導における留意事項

1 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

区は、区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に速やかに対応するため、現場における関係機関と情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。

避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地連絡調整所に必ず連絡し、現地連絡調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。

なお、現地連絡調整所の職員は、区対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に区職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

2 住民に対する情報提供の在り方

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、

避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供を行う必要がある。

武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということが起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報を迅速に提供することが必要である。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供する。

また、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

なお、放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。

3 日本語を理解できない外国人（観光客を含む）に対する情報伝達

日本語を理解できない外国人に対する避難の指示等の周知について、地域の放送事業者に協力を依頼するほか、「杉並区交流協会」と協力して、また、区ホームページ等を利用して情報を発信して、出来る限りの情報伝達を実施する。

4 安全かつ一定程度の規律を保った避難誘導の実施

避難誘導の開始時において、警察署等との調整を行い、避難経路の要所に、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図る。

また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の乗車等の調整に当たらせることが必要である。

避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度の規律を保った避難を行うことが可能となる。

このため、避難誘導の先導に立つ区職員等については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

5 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、学校や大

規模な事業所単位でまとまって行動することを前提として、避難誘導する。

なお、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする。

6 雨天時における対応

雨天時は、通常の防災行政無線による広報に加え、放送事業者等による警報、広報車による避難の広報等を通しての警報の伝達などの強化を行う。

また、雨天の避難においては、避難手段の制限や避難時間の増加が見込まれることから、避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。

7 夜間避難における対応

夜間における避難の警報は、防災行政無線、インターネット等あらゆる手段を活用して、該当する地域住民、通行者等へ確実に伝えることに努める。

また、暗やみによる行動の制約があるため、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。

夜間の避難においては、暗やみに対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、誘導員を避難経路の要所要所に増加配置するとともに、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト）の配備等、避難住民の不安の軽減を図るとともに、努めて隣近所一緒に避難させる。

なお、災害時要配慮者等の避難に特に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。この際、消防団員の活用を図るとともに、町会・自治会及び防災市民組織の積極的な協力を得るよう努める。

8 季節（夏季・冬季）毎の対応

事案発生時の季節を踏まえ、避難者の避難所までの移動及び避難所での一定期間の避難生活を考慮して、特に夏季及び冬季は以下の事項に留意する。

夏季においては、避難所生活での熱中症対策として扇風機、クーラー等の設置、食中毒の防止策としての食事の適切な管理、不快感を低下させるための入浴機会の提供等可能な措置を講じる。

冬季においては、避難所生活での風邪、インフルエンザ対策として、毛布の提供、暖房器材の設置、努めて温かい食事の提供等可能な措置を講じる。

9 事案発生後、区内に戻ってきた住民及び区内に入ってきた人々への対応

事案発生後、区は事案発生場所周辺を警戒区域等に設定して、事案対応に当たることになるが、警戒区域等の設定を解除するまでの間に、区内に戻ってきた住民及び区内に入ってきた人々に対して、区国民保護総務部、警察、自衛隊、公共交通機関等関係する機関と連携して、事案が発生した駅、大規模集客施設を含めて、設定している警戒区域等に立ち入らない措置と一時集合場所、避難所等の周知措置を確実に実施する。